

## 食の安全と食品表示

市民バイオテクノロジー情報室

天竺 啓祐

### 食品表示は消費者の権利

表示とはもともと、消費者が食品の中身を知り、選ぶことができるようにするのが目的なはずで、すなわち消費者の知る権利、選ぶ権利を守るためにあるはずで、しかし、実際の表示は消費者の選びやすいものにはなっていません。多くの場合、政治的な配慮が加えられているからだと思います。

その一例を期限表示で見てみたいと思います。以前、加工食品には製造年月日が示されていましたが、それが廃止され、賞味期限や消費期限などの期限表示に変えられました。多くの消費者は、選びやすい製造年月日の表示を継続するように求めましたが、その表示だと国産が有利になるという、国際的圧力の前に変更されました。その結果、ラベルを張り替え期限を先延ばししたり、輸入食品を増やし、食の安全を脅かす要因の一つになっています。

表示が大きく変わったのは、1995年にWTO(世界貿易機関)が設立され、世界中で食料が行き来するため、それに合わせて以来です。その輸入食品の増大が、食の安全を脅かすようになり、BSE(狂牛病)問題や輸入された汚染米が食品に使われた事件などが発生し、食品安全基本法ができたり、トレーサビリティ法ができるなど、その都度、表示などの制度の見直しが行われました。しかし、それらは小手先の修正であって、抜本的な改正には程遠いものでした。

遺伝子組み換え食品、クローン牛など新たな問題が起き、消費者から選びやすい表示を求める声が出ていても、未だ不十分な対応しかできていません。現在、最も消費者の要望が強いのが、加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品の全面表示です。

### 加工食品の原料原産地表示

加工食品の場合、原料の原産地が表示されていません。製造したのは国内の企業でも、原料はすべて中国や米国など外国から輸入されたものというケースが多くを占めるようになり、加工食品になりますと原産地表示が必要なくなります。そのため、100%輸入の原料から作られていても、分かりません。

このことはお菓子や総菜などの加工食品だけで起きているわけではありません。魚は原産地表示が必要で、たとえばお刺身の場合、単品は原産地表示が必要です。ところがマグロとイカを組み合わせますと、お刺身盛り合わせとなって、加工食品扱いとなり、原産地表示は不要になります。野菜も同様で、キャベツに少しでも人参が添えてあれば、原産地表示は不要になります。表示は、消費者の権利を守るためにあるはずで、しかし、このように貿易を優先しているのが現状です。

たとえば、お弁当などはすべての食材の原料原産地表示ができるスペースがあります

し、油だけでなく、醤油や味噌などで用いられている大豆など、少ない食材で成り立っている加工食品もすぐに原産地表示が可能ははずです。

この加工食品の原料原産地表示を裏付けるため同時にトレーサビリティのシステムが確立される必要があります。このトレーサビリティが加工食品の原料原産地表示で確立すれば、食の安全・安心に寄与するだけでなく、遺伝子組み換え食品の全面表示やクローン家畜食品の表示も可能になります。

また、加工食品の原料原産地表示は、多くの消費者が求めている日本で作られた野菜、食肉、魚などの消費を高め、国内自給率の向上にも寄与します。

現在、外食産業や対面販売では、食品表示自体が消えてしまいます。外食産業でもメニューに食材の原料原産地表示を掲載することは可能ですし、対面販売だから表示しなくてよいというのもおかしいことです。

#### 遺伝子組み換え食品の全面表示

消費者の権利がないがしろにされているケースは、遺伝子組み換え食品やクローン家畜食品にもいえることです。日本の消費者が世界で最も遺伝子組み換え食品を食べています。しかし、その実態をほとんどの消費者が知りません。それは食品表示に問題があります。現在、表示されているのは、豆腐・納豆・味噌程度だからです。現在、遺伝子組み換え食品として流通している作物は、大豆・トウモロコシ・ナタネ・綿の4種類ですが、その4つの作物を原料に、もっとも作られている食品が食用油です。その油が表示の対象からはずれています。また油をたくさん使っている、マヨネーズやマーガリンも対象外になっています。一方、表示義務がある豆腐・納豆・味噌は、大半が「遺伝子組み換え大豆不使用」と表示されているため、消費者は遺伝子組み換え食品を食べていないと思っているのです。日本と好対照なのがヨーロッパで、遺伝子組み換え食品はまったく流通していません。というのは、全食品表示であるため、消費者が選べるようになっているからです。

さらに最近では、日米で体細胞クローン牛が認可され、米国ではすでにその子孫が回っていることが判明しています。クローン家畜食品は異常が多く、とても安全とはいえず、食品に耐えられない代物です。米国では、クローン家畜食品は一切表示されません。日本でも先行して流通した受精卵クローン牛肉が任意表示になっていますが、「任意」であるため表示を見たことがありません。消費者は知ることができないのです。体細胞クローン家畜食品に関して、農水省は流通自粛を呼び掛けました。そのため国産の体細胞クローン家畜が流通する可能性は低くなりましたが、米国から入ってきている体細胞クローン牛肉は避けられません。このように現在の日本の食品表示制度は、消費者がその食品がどんなものか知ることができず、選ぶことができないものになっています。消費者の権利が守られていない現実があります。食品表示本来の精神に戻り、消費者が知ることができ、選ぶことができるよう、表示制度の抜本的な改正を求めます。